

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	航空機製造事業法施行令																		
規制の名称	航空機製造事業法に係る無人機の規制閾値の見直し																		
規制の区分	改正(緩和)																		
担当部局	経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課																		
評価実施時期	平成31年3月																		
事前評価時の想定との比較	<p>①課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無</p> <p>平成26年3月の事前評価時点では無人機の規制閾値について、</p> <p>i 我が国の無人機製造技術の実態として、民生用無人機は、航空機製造事業法の規制対象外である総重量100kg未満で製造実績が重ねられてきていること。</p> <p>ii 農業の生産性向上の観点から、民生用の農業散布や種蒔散布等のための無人ヘリについても、総重量が100kgを超えるものの開発が構想されていること。</p> <p>iii 規制を課す必要の残る高度な航空機制御技術等を要する無人機については、実態としてその総重量が概ね150kg以上であること。</p> <p>どの理由から、無人機の規制閾値を100kgから150kgに見直した。</p> <p>現在は、5年前に事前評価を行ったときから、農業用途の無人機に限らず、物流、災害用途においても、総重量が100kg以上、150kg未満の無人機が生産されている。</p> <p>②事前評価時におけるベースラインの検証</p> <p>5年前の事前評価時には、規制を課す必要のある無人機は高度な航空機制御技術等を要する無人機であって、総重量が概ね150kg以上ものとしていたが、仮に当該規制緩和が実施されていなかった場合、無人機製造事業者における国内での事業拡大の断念や輸出機会が失われることになったと考えられる。</p> <p>③必要性の検証</p> <p>当初の想定どおり、規制の緩和後、メリットのみの発生となっていることから、規制の緩和の必要性は引き続き認められる。</p>																		
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用の要素																		
(遵守費用)	<p>④「遵守費用」の把握</p> <p>【事前評価時の測定指標】当該規制緩和による遵守費用は想定されておらず、事前評価時の測定指標は設定されていない。</p> <p>【遵守費用】当該規制緩和による遵守費用は発生していない。</p>																		
(行政費用)	<p>⑤「行政費用」の把握</p> <p>当該規制の緩和による影響については、航空機製造事業法の通常の執行業務の中で把握することとしているため、追加的な業務は発生しておらず、新たな費用も発生していない。</p>																		
	影響の要素																		
	<p>⑥効果(定量化)の把握</p> <p>メーカーへのヒアリングによると、閾値の見直しにより、100kg以上の機体の製造が行われ、農業用途(無人機を使用した農業散布)では、薬剤搭載量が増えたため、農業散布に要する作業時間が削減している。また、農業用途に限らず、観測・測量、物流の用途にも無人機が使用され、事業者における事業の拡大が図られ、更なる用途拡大(物流用途における搭載重量の増加)に向けた新機体の開発が計画されている。</p> <p>なお、平成26年4月の政令改正以降、150kg以上の無人機の製造又は修理事業の許可及び製造又は修理方法の認可の実績はない。</p> <p><航空機製造事業法における無人機の事業許可及び方法認可の件数></p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> </tr> <tr> <td>事業許可</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>方法認可</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>⑦便益(金銭価値化)の把握</p> <p>企業等における便益を金銭価値化することは困難である。</p> <p>⑧「副次的な影響及び波及的な影響」の把握</p> <p>規制の緩和により、副次的・波及的な影響は見られない。また、事前評価時に意図していなかった負の影響についても、航空機製造事業法の執行業務の中で、特段、把握されたものはない。</p>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	事業許可	0	0	0	0	0	方法認可	0	0	0	0	0
年度	H26	H27	H28	H29	H30														
事業許可	0	0	0	0	0														
方法認可	0	0	0	0	0														
考察	<p>⑨把握した費用、効果(便益)及び間接的な影響に基づく妥当性の検証</p> <p>当該規制の緩和に伴い新たな費用は発生していない。また、副次的・波及的な影響や事前評価時に意図していなかった負の影響も生じていないことから、規制緩和による総費用はゼロである。一方、便益については、金銭価値化まで行うことはできなかったが、無人機の製造・修理事業者においては、規制閾値の見直し(100kgから150kg)により、100kg以上の無人機の製造・修理に係る許認可手続が不要になったことから、当該手続にかかったであろう事務コストの削減や事業機会の拡大等の効果があったと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、規制緩和によって行政・事業者等の費用の発生はゼロである一方、事務コストの削減や事業機会の拡大等の効果が発生していると考えられることから、当該規制緩和を継続することが妥当である。</p>																		
備考																			